

令和3年6月10日

令和3年第2回奥多摩町議会定例会会議録

令和3年6月10日 開会

令和3年6月16日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

## 令和3年第2回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和3年6月10日午前10時00分、第2回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	伊藤 英人君	第2番	森田 紀子君	第3番	相田恵美子君
第4番	小山 辰美君	第5番	木村 圭君	第6番	大澤由香里君
第7番	澤本 幹男君	第8番	小峰 陽一君	第9番	石田 芳英君
第10番	宮野 亨君	第11番	高橋 邦男君	第12番	原島 幸次君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 滋隆君 議会係長 徳王 真理君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	新島 和貴君	総務課長	天野 成浩君
危機管理担当主幹	大串 清文君	住民課長	加藤 芳幸君
福祉保健課長	菊池 良君	観光産業課長	杉山 直也君
環境整備課長	坂村 孝成君	会計管理者	坂本 秀一君
教育課長	岡野 敏行君	病院事務長	須崎 洋司君

# 令和3年第2回奥多摩町議会定例会議事日程 [第1号]

令和3年6月10日(木)

午前10時00分 開会・開議

会 期 令和3年6月10日～6月16日(7日間)

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	議長定例町議会開会・開議宣告	—
2	—	8番 小 峰 陽 一 議員 会議録署名議員の指名 9番 石 田 芳 英 議員	
3	—	会期の決定について	決定
4	—	議会関係諸報告	—
5	—	町長あいさつ	—
6	議案第31号	専決処分の承認を求めることについて (令和2年度奥多摩町一般会計補正予算(第7号))	原案承認
7	議案第32号	専決処分の承認を求めることについて (奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)	原案承認
8	報告第1号	令和2年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	—
9	議案第33号	押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例	原案可決
10	議案第34号	奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
11	議案第35号	奥多摩町国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案可決
12	議案第36号	奥多摩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
13	議案第37号	奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決
14	議案第38号	奥多摩町介護保険指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決

日程	議案番号	議 案 名		結 果
15	議案第 39 号	奥多摩町介護保険指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例		原案可決
16	議案第 40 号	奥多摩町介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例		原案可決
17	議案第 41 号	奥多摩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例		原案可決
18	議案第 42 号	氷川溪谷遊歩道災害復旧工事請負契約について		原案可決
19	—	陳情の受付について	陳情第 2 号	経済厚生常任委員会付託

(午後 12 時 09 分 散会)

午前 10 時 00 分開会・開議

○議長（原島 幸次君） これより令和 3 年第 2 回奥多摩町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第 122 条の規定により、議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員に、

8 番、小峰 陽一議員、

9 番、石田 芳英議員、

を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては、去る 6 月 4 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、高橋邦男議員よりご報告願います。高橋邦男議員。

〔議会運営委員長 高橋 邦男君 登壇〕

○議会運営委員長（高橋 邦男君） おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

令和 3 年第 2 回奥多摩町議会定例会の運営について、去る 6 月 4 日、議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告します。

はじめに、本定例会の会期であります。本日から 6 月 16 日までの 7 日間とすることに決定しました。

次に、会期中の諸日程であります。配布してあります会議予定表をご覧ください。タブレットのほう、お願いします。

まず、上程された議案等は、全部で 14 件であります。本日及び 6 月 14 日の 2 日間で審議を行います。

次に、本定例会に対しての請願書及び陳情書の受付は、陳情が 1 件と報告されましたので、本日 10 日、本会議終了後、経済厚生常任委員会を開催し、審査をお願いいたします。

なお、この審査が行われた陳情の採決は、本会議第 2 日の 6 月 14 日に行います。

次に、一般質問であります。本会議 3 日目の 16 日に行います。通告者は 11 名で、通告順に行いますが、簡潔な質問、応答をされますようにご協力をお願いいたします。

次に、議案等の取り扱いについて申し上げます。配布してあります提出案件及び上程別・採決別一覧表をご覧ください。

議案第 31 号及び議案第 32 号の専決処分の承認を求めることについての 2 議案は、それぞれ単独上程の上、採決は、即決と決定しております。

次に、報告第 1 号 令和 2 年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての報告があります。

次に、議案第 33 号から議案第 37 号までの 5 議案については、それぞれ単独上程の上、採決は、即決と決定しております。

次に、議案第 38 号から議案第 41 号までの 4 議案については、関連がありますので、一括上程の上、採決は、それぞれ即決と決定しております。

次に、議案第 42 号については、単独上程の上、採決は、即決と決定しております。

なお、本議案につきましては、契約案件ですので、概要説明に続き、担当課長からの追加説明を受けることと決定しております。

本日の審議は、この議案をもって終了し、議案第 43 号及び東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者の推薦についてにつきましては、本会議 2 日目の 6 月 14 日に再開し、審議することに決定しております。

本会議 2 日目の議案第 43 号 令和 3 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 1 号）については、単独上程とし、採決は、即決と決定しております。はじめに、副町長から総括説明をいただいた後、各課長より所管の説明を求めます。説明終了後、質疑と採決を行うことと決定しております。

次に、東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者の推薦については、単独上程とし、議員推薦による即決と決定しております。

以上が本定例会の会期と議案等の取り扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。

本定例会の運営が効率的かつ円滑に進行しますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 6 月 16 日までの 7 日間とし、議案の上程別及び採決別についても合せて委員長の報告どおりに決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から 6 月 16 日までの 7 日間とすることに決定しました。

なお、本定例会の会議日程につきましては、配布してあります会議予定表のとおり進めたいと思いますので、ご協力よろしくお願いたします。

また、本日の日程は、配布のとおりであります。

次に、日程第4 議会関係諸報告であります。議会関係の諸報告及び監査委員の例月出納検査報告については、配布のとおりであります。

次に、本定例会の開会に当たり町長より挨拶があります。師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和3年第2回奥多摩町議会定例会を招集させていただきました。開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症に関する事項ですが、東京都においては、4月12日からのまん延防止等重点措置を皮切りに、4月25日からは3回目の緊急事態宣言が発出され、先月11日までの期限が31日までの延長、更には、都内をはじめ、全国的にも感染力が強い変異株が広がり、感染者数は減少しているものの、依然として高い水準が続いていることから、政府に緊急事態宣言の再延長を要請し、今月20日まで延長されている状況であります。

この緊急事態宣言の再延長を受け、東京都における緊急事態措置については、引き続き感染拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、日中も含めた不要不急の外出、移動の自粛、また、都内全ての酒類を提供する飲食店、カラオケ店などに対して休業を要請するほか、酒類を提供しない飲食店等には夜8時までの営業時間の短縮を要請する一方、都立施設においては、感染防止対策の更なる強化を図り、順次再開することとしております。

町においては、これまで以上に町民皆様の健康を第一に考え、また、町内の感染拡大を防ぐために、苦渋の決断ではありましたが、6月27日に開催を予定していた消防団ポンプ操法審査会及び8月7日に開催を予定しておりました奥多摩納涼花火大会の中止を決定したところであります。

町民皆様、町内事業者皆様には、昨年春から様々な感染予防対策にご理解、ご協力を賜り、現時点、町内において感染拡大に繋がるような感染は発生しておりませんことに改めて感謝を申し上げます。

特に、医療をはじめ、介護、障がい、保育などの福祉サービス従事者や事業者の皆様には、感染防止に徹して日夜業務にあたられていることに対しまして敬意を表するとともに感謝を申し上げます。

この緊急事態宣言中は、引き続き大変なご不便をおかけすることとなりますが、今は、各ご家庭や各事業所内にウイルスを持ち込まない、万一感染が発生したとしても感染拡大に繋がらないために、町民皆様及び議員皆様並びに事業者皆様と一体となって感染防止を徹底してまいりたいと考えております。

一方、町においても新型コロナウイルスワクチンの集団接種を開始しております。先月 10 日からは、高齢者施設の利用者と従事者等の接種を順次行っており、また、先月 22 日、23 日には、85 歳以上の方の 1 回目の接種を行い、今月の 5 日、6 日には、75 歳以上の 1 回目の接種を開始し、今後も毎週末の土曜日、日曜日に集団接種を順次予定しております。

この新型コロナウイルスワクチン接種は、発症や重症化を防ぐ効果があり、ご自身のためだけでなく、感染拡大を防止し、医療機関の負担を軽減するためにも重要であります。

一方で、国の承認を受けたワクチンでも、ごく稀に副反応が起こる可能性があります。町内医療機関、消防署の皆様のご協力を得て、万全の体制で接種を実施致しますので、町内での感染拡大防止、ご家庭内、職場内での感染予防として多くの町民皆様の接種をお願い申し上げます。

次に、町では観光シーズンにおける駐車場不足や交通渋滞などの解消、また、遊休地の活用を図るため、駐車場予約アプリを運営する a k i p p a（あきっぱ）株式会社と駐車場シェアリングについての連携協力に関する協定を 4 月 21 日に締結いたしました。この連携協定を結んだことにより、低コストでの駐車場確保や渋滞の解消、また、地域の収益増加に期待し、今後、町民皆様、町内事業者皆様に空いている駐車場の貸し出しを呼びかけ、サービスの活用を促進してまいります。

また、町では平成 29 年度に一般廃棄物処理基本計画を策定し、町民皆様、事業者皆様のご協力のもと、循環型社会の形成に向けた取り組みを進めており、この実現のためには一人ひとりがごみの減量化を意識し、環境に配慮した生活や行動が求められます。

今年度より新たな取り組みとして 5 月 30 日のごみゼロの日を契機に、6 月を「可燃ごみ 10%減量化大作戦」と題し、一人あたりの可燃ごみを 10%減らす目標を立てて町民皆様にご協力いただくよう呼びかけを行っております。この減量化大作戦を継続していただくことで、可燃ごみ専用袋の削減や西秋川衛生組合への負担金軽減にも繋がりますので、町民皆様及び議員皆様並びに事業者皆様のご理解、ご協力を重ねてお願い申し上げます。

次に、今定例会に提案します議案等につきましてご説明申し上げます。

議案第 31 号 令和 2 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 7 号）の主な内容につきましては、株式等譲渡所得割交付金や地方消費税交付金等の諸交付金、特別交付税や市町村総

合交付金等の額の確定に伴い、庁舎建設基金及び減債基金への積み増しを行ったものです。

議案第 32 号 奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例につきましても地方税法等の改正により、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の拡充、延長等について規定を整備したものです。

この議案第 31 号及び議案第 32 号の 2 議案につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分をさせていただきましたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。

次に、報告第 1 号 令和 2 年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書については、新型コロナウイルスワクチン接種事業及びワサビ田災害復旧事業について令和 3 年度に執行するため、地方自治法の規定に基づき繰り越しを行いましたので、そのご報告をするものです。

議案第 33 号 押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、行政手続における押印の見直しに伴い、規定を整備するものです。

議案第 34 号 奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の改正により、個人の町民税の非課税の範囲等について規定を整備するものです。

議案第 35 号 奥多摩町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症の定義を法改正に合わせて規定するものです。

議案第 36 号 奥多摩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、法改正において町の判断に基づき、貸付利率が設定可能となったため、東京都に合わせて 1%とするものです。

議案第 37 号 奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に関し、令和 3 年度においても令和 2 年度に引き続き減免を行うものです。

議案第 38 号 奥多摩町介護保険指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、省令の施行に伴う規定について経過措置期間を整備するものです。

議案第 39 号 奥多摩町介護保険指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、省令の施行に伴う規定について経過措置期間を整備するものであります。

議案第 40 号 奥多摩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防

支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、省令の施行に伴う規定について経過措置期間を整備するものです。

議案第 41 号 奥多摩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、省令の施行に伴う規定について経過措置期間を整備するものです。

議案第 42 号 氷川溪谷遊歩道災害復旧工事請負契約については、令和元年度の台風第 19 号により被災した氷川溪谷遊歩道の災害復旧工事を発注するものです。

この議案第 42 号につきましては、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定に基づき、その契約について議会の議決をいただくものであります。

議案第 43 号 令和 3 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 1 号）につきましては、現在執行しております令和 3 年度一般会計予算の補正予算案となります。

以上、専決処分 2 件、報告 1 件、新設条例の制定 1 件、条例の一部改正 8 件、契約案件 1 件、補正予算案 1 件の計 14 件であります。これらの具体的な内容につきましては、副町長をはじめ、所管の課長から説明させていただきますが、いずれの議案につきましても町の事務事業を執行していく上で必要不可欠でありますので、ご審議をいただき、ご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

終わりに、新型コロナウイルス感染症との闘いは、治療法の確立、ワクチン接種が完了するまでの長期戦であり、感染拡大防止と経済社会活動の両立が必要であります。緊急事態宣言期間中は、感染拡大防止が第一であります。無症状もある中で、目に見えないウイルスは完全に防ぐことはできません。

しかしながら、感染された方やそのご家族、医療や福祉サービスに従事される方への不当な差別、偏見、誹謗中傷などの人権侵害や風評被害に繋がるようなことは、一人ひとりの冷静な行動で防ぐことができます。

町民皆様、議員皆様のご理解、ご協力を心からお願い申し上げまして、令和 3 年第 2 回奥多摩町議会定例会のご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 以上で、師岡町長の挨拶は終わりました。

ここで、演台の清掃を行いますので、少々お待ちくださいませ。

これより議案審議に入ります。

日程第 6 議案第 31 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度奥多摩町

一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。井上副町長。

〔副町長 井上 永一君 登壇〕

○副町長（井上 永一君） 議案第 31 号 専決処分の承認を求めることについてにつきまして提案のご説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 3 年 3 月 31 日に専決処分をさせていただきましたので、同条第 3 項の規定により、その内容をご報告し、ご承認を求めるものでございます。

議案書の 2 枚目をご覧ください。専決処分書でございますが、令和 2 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 7 号）につきまして専決処分を行いました。

理由でございますが、都支出金等の交付決定により、予算の補正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決を行ったものでございます。

次の補正予算書をご覧ください。歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,616 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 77 億 3,162 万 1,000 円とするものでございます。

第 2 項といたしまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

予算書の 2 ページをご覧ください。歳入についてご説明申し上げます。

地方譲与税のうち、地方揮発油譲与税は 22 万 1,000 円を減額、自動車重量譲与税は 238 万円を追加、森林環境譲与税は 321 万 8,000 円を追加し、地方譲与税の計を 5,936 万 7,000 円に、利子割交付金は 1 万 8,000 円を減額し、利子割交付金の計を 64 万 9,000 円に、配当割交付金は 31 万 2,000 円を減額し、配当割交付金の計を 313 万円に、株式等譲渡所得割交付金は 171 万 5,000 円を追加し、株式等譲渡所得割交付金の計を 362 万円に、法人事業税交付金は 6,000 円を追加し、法人事業税交付金の計を 127 万 4,000 円に、地方消費税交付金は 826 万円を減額し、地方消費税交付金の計を 1 億 1,429 万 5,000 円に、環境性能割交付金は 224 万 5,000 円を減額し、環境性能割交付金の計を 530 万 6,000 円に、地方特例交付金は 395 万 4,000 円を追加し、地方特例交付金の計を 465 万 4,000 円に、地方交付税は 1 億 3,829 万 8,000 円を追加し、地方交付税の計を 20 億 1,349 万 4,000 円に、交通安全対策特別交付金は 39 万 9,000 円を追加し、交通安全対策特別交付金の計を 179 万 9,000 円とするもので、以上は、いずれも交付決定通知によるものでございます。次の

国庫支出金のうち、国庫負担金の2,330万円、国庫補助金の2,620万1,000円の減額は、いずれも新型コロナウイルス感染症対策助成に関する助成金等の減で、国庫支出金の計を10億1,997万9,000円に、3ページをご覧ください。都支出金のうち、都補助金は、農業用施設災害復旧事業費補助金の減等により、3,005万2,000円を減額し、都支出金の計を27億3,531万6,000円に、財産収入のうち、財産運用収入は31万9,000円を追加し、財産収入の計を4,128万6,000円に、寄付金は73万円を減額し、寄付金の計を516万5,000円に、諸収入のうち、雑入は721万5,000円を追加し、諸収入の計を4億6,035万8,000円とするもので、今回の歳入補正額は6,616万5,000円を追加し、歳入の合計額を77億3,162万1,000円とするものでございます。

次に、4ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、総務管理費は、地方交付税等の増額交付に伴い、各種基金に積み立てるなど、8,032万4,000円を追加し、総務費の計を11億6,812万2,000円に、民生費のうち、社会福祉費は、積立金の減により83万円を減額し、民生費の計を12億4,401万円に、衛生費のうち、保健衛生費は、財源の組み替えによるもので、額の変更はなく、衛生費の計を5億8,883万9,000円に、農林水産業費のうち、林業費は、森林セラピー推進団体補助金の減により、478万2,000円を減額し、農林水産業費の計を7億3,990万7,000円に、商工費のうち、観光費は、小河内振興財団補助金の減により、500万1,000円を減額し、商工費の計を3億4,461万8,000円に、土木費のうち、道路橋梁費は、財源の組み替えによるもので、額の変更はなく、土木費の計を11億6,841万4,000円に、消防費は1,000円を追加し、消防費の計を2億9,955万6,000円に、教育費のうち、教育総務費は10万円を減額し、教育費の計を6億1,588万2,000円に、災害復旧費のうち、過年度災害復旧費及び新型コロナウイルス感染症対策費は、いずれも財源の組み替えによるもので、額の変更はなく、災害復旧費の計を12億2,930万5,000円に、予備費は、予算調整により344万7,000円を減額し、予備費の計を2,775万3,000円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の6,616万5,000円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の77億3,162万1,000円とするものでございます。

以上で、議案第31号の説明を終わります。ご審議を賜り、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第31号の質疑を行います。質疑はありますか。11番、高橋邦男議員。

○11 番（高橋 邦男君） すみません、1 点お願いします。

ページで言うと 11 ページお願いします。歳出のほうの総務費、基金運用費のところです。今回の補正額が 8,032 万 4,000 円ということで、基金のほうの積み増しということで計上されています。

ちょっと気になるのが、そのうちの 5,000 万あまりが庁舎の建設基金のほうに回っていると。というのは、ここ何年か基金の取り崩しが 6 億を超えて、結構多くの繰り出しが見られます。まだまだ起債の償還等も続くし、それから施設の老朽化も時間が経てば、ますます財源の必要なことも出てくるかなというふうに思っているんですね。そういうことで、庁舎建設のほうにこれだけ多くを積み増した根拠というか、その辺の説明をひとつお願いしたいなと思います。

それからもう一つ、同じところなんですけど、庁舎建設基金が約 2 億ぐらい積み増しができたということで、今までの経緯を見ると、大体 9 億 5,000 万ぐらいの積み増しが、基金の積み立てができたと思うんですけど、庁舎建設について現時点で分かっていることを教えていただければありがたいです。

以上、2 点お願いします。

○議長（原島 幸次君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 11 番、高橋議員さんからのご質問にお答え申し上げます。

紙のページで行きますと 11 ページ、タブレットのページで行きますと 13 ページということになるかと思います。歳出の総務費でございます。

基金運用費、この中の (04) の庁舎建設基金費でございます。今回の補正で 5,000 万円ほど積み立てをさせていただいております。

ご質問のほう 1 点目でございますけれども、今回、5,000 万円ほど積み立てをさせていただきまして、2 年度末の庁舎建設基金のいわゆる現在高というところですけども、高橋議員ご説明のとおり、およそ 9 億 5,000 万円という状況でございます。一方で、当初予算編成する際にここ数年 6 億円、5 億円というようなところの基金からの取り崩し繰り入れをしているという中で、その辺バランス的にどうなのかという内容かと思います。

当初予算編成時につきましては、ある程度差異につきましては、見込みというところで予算立てをしていきますので、どうしても堅めの、例えば各種補助金、交付金というところで見させていただいております。この理由というのは、最終的に決算に行ったときに、その歳入を当てにしていたところが入ってこないという場合もありますので、その辺で、

以前にもちょっと申し上げたんですが、あまり過大な歳入見積りはしないという安全パイをとってということで進めさせていただいています。そういう意味もあって、非常に繰入金も多い状況が当初予算編成では来ているという状況でございます。

この令和2年度の3月末の時点ということで専決をさせていただいているんですけども、ここの時点で、コロナの関係ということもあるんですけど、かなり国から地方創生の交付金であったり、東京都からも支援をいただいたりという部分もございます。交付金の中には今回の専決もありますけれども、特別交付税も大きく予算比では伸びているという状況でございますので、この辺を全体の基金、財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金というのが様々ございますけれども、その全体のバランスの中で庁舎建設基金をここの3月末の専決では積み立てをさせていただいたという状況でございます。

それから、減債基金、これからまだ下水道会計の返済もあるということでおっしゃっておりでございます。こちらにつきましても今回3,000万円積み立てをさせていただいております。減債基金のほうも積み立てをしながらまた翌年度取り崩してという、ちょっと自転車操業のような状況なのですけれども、それでも基本的なラインとしまして10億円は下回らないような形で基金の運営を行っているということで、ここのところは順調に進んでおりますので、その辺のご心配は現状としては大丈夫かなというふうに考えております。

また、当初予算で繰り入れが非常に多いところでは財政調整基金というものがございます。これはいわゆる年度間調整ということもありまして、非常に使いやすいものであるんですけども、これがある意味、非常に命綱の部分もあるんですけども、こちらのほうのほうも今回の部分では、取り立てての積み立ては利子分だけの調整ということでございますけれども、最終的には2年度末の段階で16億円程度の現在高という状況になっておりますので、庁舎建設基金も9億ということで大きい数字ではございますけれども、いわゆる根本になる、基本になる財政調整基金の部分も16億円というところでございます。ただ、当初予算で予算上は6億取り崩しておりますので、それでも10億程度はキープしているという中で現在、財政運営を行っておりますので、1点目については、ご理解をお願いしたいと存じます。

それから、2点目の質問でございます。実際の今後の庁舎建設にあたっての現状分かっていることということでございます。以前から何度もご質問いただいているところでございます。なかなか進捗が見られなく、お伝えすることが少なく大変申し訳なく思っております。2年度の段階で、ちょっと候補地になり得るかなというところで、そちらの地主さんのほうに一度お話、事務レベルで行ったりしております。そ

の際には以前ちょっとお話しした庁舎建てる際にはこのくらいのボリューム、敷地面積が必要だとか、周りへの影響というようなところで、少し一歩進んだ形で事務レベルのほうではちょっとさせていただいております。

いずれにしても奥多摩町の場合ですと、これだけの庁舎を建てる場合の敷地というのは非常に限られてしまいますので、本来であれば、そのスタートの仕方も候補地をどこにするというところから始めるのが筋というところもあるのではないかと思いますけれども、ただ、当町の地形から言いますと非常に限られてしまっておりますので、ある程度候補を絞らせていただいた上で、行けそうだとお示しをしていきたいというふうに考えております。ちょっと今のコロナ禍の状況でございますと、先方との打ち合せもなかなかうまくとれませんので、ちょっとご報告する内容が少なくて申し訳ありませんけれども、ご理解のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。8番、小峰陽一議員。

○8番（小峰 陽一君） 8番、小峰です。

同じページの衛生費の予防費なんですけど、国と都の支出金が4,300万ほど減になって、一般財源から同額を支出しているということなんですけど、こちら辺は補助金で賄えなかったということになるのでしょうか。

○議長（原島 幸次君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 8番、小峰議員の質問にお答えいたします。

こちらの部分につきましては、国のほうでは年度を跨いでしまったということで補助金のほうの減額ということになっております。

そういった意味で、この部分につきましては、町の一般財源で補てんするという形をとっているんですが、新年度等におきましてこの部分につきましては、国のほうの補助金を充てるといふ予定になっております。こちら等につきましては、新年度の中の補正予算等で審議していただくこととなりますので、ご理解をお願ひしたいと思ひます。

以上となります。

○議長（原島 幸次君） 4番、小山辰美議員。

○4番（小山 辰美君） 小山です。

タブレットページが見つからないんですけれども、商工費で、先ほど500万ほどの小河内振興財団の減額があったんですが、その減額の理由をちょっと伺いたいんですけど。お願ひします。

○議長（原島 幸次君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 4番、小山議員からのご質問でございます。タブレットページ14ページになります。

款07 商工費、項02 観光費、目01 観光総務費の中の事業(01)の観光総務費の中の節18 負担金・補助及び交付金、こちらの中の小河内振興財団補助金の減ということで、500万円の減額ということで計上させていただいております。こちら当初予算でも小河内振興財団のほうに500万円の計上をさせていただいておりますが、これを皆減するというものでございます。

こちらにつきましては、毎年、小河内振興財団の決算見込み状況等を財団のほうからご報告いただきまして、その報告に基づいて今年度、補助金の必要がなく運営のほうができるということでご報告をいただいておりますので、そういった調整の中で皆減をさせていただいたという状況でございます。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第31号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第31号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第6 議案第31号について承認することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第31号については、承認されました。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、日程第7 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。住民課長。

〔住民課長 加藤 芳幸君 登壇〕

○住民課長（加藤 芳幸君） それでは、議案第32号 専決処分の承認を求めることに

ついてにつきまして提案のご説明を申し上げます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第 3 項の規定によりご報告し、議会の承認を求めますのでございます。

次のページをお開きください。令和 3 年専決第 3 号、専決処分書。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、ご説明を申し上げます。

理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）が令和 3 年 3 月 31 日に公布され、その施行に関してこの条例の一部を改正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会の招集する時間的余裕がないことから専決するものです。

今回の改正につきましては、個人住民税に係る給与所得者の扶養親族申告書等の電子提出について、税務署長の承認の廃止、固定資産税の特例の延長、軽自動車税の環境性能の臨時的軽減期限の延長、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金特例税額控除の拡充延長等について、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことから基準を改めるものでございます。

条例改め文及び新旧対照表もございしますが、お手元に配布させていただきました奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の改正概要によりご説明をさせていただきます。そちらをご覧ください。2 枚あると思うんですけど、専決分というほうのカッコ書きのほうをお願いします。

まず上段の部分につきましては、今、説明をいたしましたので、主な改正内容の部分からご説明をさせていただきます。

はじめに、第 1 条関係、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書、第 35 条の 3 の 2 ですが、給与所得者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止するもので、これまで電子提出には税務署長の承認が必要でしたが、税務関係書類の電子化推進の観点から法令の要件を満たす場合、令和 3 年 4 月 1 日以降に提出するものから承認を不要とするものです。

次の個人の町民税に係る公的年金受給者の扶養親族申告書、第 35 条の 3 の 3 及びその下の特別徴収税額第 52 条の 8、また、退職所得申告書、第 52 条の 9 につきましても同様に、税務署長の承認の部分廃止するものです。

次の環境性能割の税率、第 84 条の 4 では、令和 3 年度、4 年度の軽自動車税の環境性能割につきまして新たな燃費基準、これまで 2020 年度基準だったものを 2030 年度燃費基

準にしたもので、税率の適用区分を見直すものです。

次に、以下附則になりますが、法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合、附則第 8 条の 2 につきましては、わがまち特例に係る規定につきまして項ずれ及び法律改正に合わせて改めるものです。

次に、固定資産税の特例の延長ということで、附則第 9 条土地に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義、附則第 9 条の 2、令和 4 年度又は令和 5 年度における土地の価格の特例、裏面をご覧ください。附則第 10 条宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例、附則第 10 条の 2、用途変更宅地等に令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の調整措置、附則第 11 条農地に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例につきましては、令和 2 年度までとなっていた固定資産税（土地の特例）を令和 5 年度まで延長するものでございます。

次の特別土地保有税の課税の特例、附則第 13 条につきましても、令和 2 年度までとなっていた課税の特例を令和 5 年度まで延長するものです。

次に、軽自動車税の環境性能割の非課税、附則第 13 条の 2 では、適用期限を令和 3 年 3 月 31 日から令和 3 年 12 月 31 日までに延長するもので、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例、附則第 13 条の 2 の 2 は、法改正による項ずれを改めるものです。

次に、軽自動車税の種別割の税率の特例、附則第 14 条では、令和 4 年度と令和 5 年度の軽自動車税グリーン化特例につきまして、対象を令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 5 月 31 日に取得した電気自動車等に縮小するものです。

次の東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等、附則第 20 条では、申告適用期限を令和 3 年度から令和 8 年度までに延長するものです。

次に、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等、特別税額控除の特例。附則第 24 条では、令和 4 年 12 月 31 日までに入居した場合、令和 17 年度まで一定の要件を満たしていれば、住宅借入金等特別控除を適用するものとするものです。

次に、第 2 条関係につきましては、法改正に合わせ項ずれ等を改めるものです。

附則といたしまして施行期日ですが、第 1 条施行期日でございますが、この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条町民税に関する経過措置、第 3 条固定資産税に関する経過措置及び第 4 条軽自動車税に関する経過措置につきましては、いずれもこの条例の施行日以前のものにつきましては、なお従前の例による旨を定めておるものでございます。

以上で、議案第 32 号 専決処分の承認を求めることについてにつきまして、提案の説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 32 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 32 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 32 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 7 議案第 32 号について承認することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第 32 号については、承認されました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 10 分から再開いたします。

午前 10 時 57 分休憩

午前 11 時 10 分再開

○議長（原島 幸次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 8 報告第 1 号 令和 2 年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 報告第 1 号 令和 2 年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきましてご説明をいたします。

本案件につきましては、去る 3 月に開会されました令和 3 年第 1 回奥多摩町議会定例会におきまして議案第 15 号 令和 2 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 6 号）としてご決定をいただきました繰越明許費につきまして、地方自治法第 213 条第 1 項の規定に基づく

繰り越しを行いましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定によりご報告するものです。

タブレットを次のページをお開きください。令和 2 年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。

最初に、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、事業名新型コロナウイルスワクチン接種事業でございます。事業費総額を示す金額は 6,870 万 6,000 円で、翌年度繰越額も同額の 6,870 万 6,000 円であり、この財源内訳につきましては、全額一般財源となっておりますが、令和 2 年度に交付予定でありました国庫補助金につきまして、国のほうで本省繰り越しをされており、町のほうでは繰越分ではない令和 3 年度の歳入予算として計上し、当該国庫補助金を実質的な財源補完として見込んでおります。

次に、款 11 災害復旧費、項 3 過年度災害復旧費、事業名ワサビ田災害復旧事業でございます。事業費総額を示す金額は 4,500 万円で、翌年度繰越額も同額の 4,500 万円であり、この財源内訳につきましては、全額一般財源となっておりますが、繰越分でない令和 3 年度の歳入として交付予定であります激甚災害指定に伴う国庫補助金を実質的な財源補完として見込んでおります。

以上より合計では金額及び翌年度繰越額が同額の 1 億 1,370 万 6,000 円で、財源内訳といたしまして、既収入特定財源及び未収入特定財源が 0 円で、一般財源が 1 億 1,370 万 6,000 円となります。

以上で、報告第 1 号 令和 2 年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の説明を終わります。

○議長（原島 幸次君） 以上で、報告は終わりました。

ここで、中央演台の清掃を行います。しばらくお待ちください。

次に、日程第 9 議案第 33 号 押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） タブレットの議案第 33 号をご覧ください。議案第 33 号 押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、行政手続における押印の見直しに伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

次の2ページの押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定文をご覧ください。この条例では、第1条で、奥多摩町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正を、第2条で、奥多摩町固定資産評価審査委員会条例の一部改正を、第3条で、奥多摩町立学校施設の開放に関する条例の一部改正を、第4条で、奥多摩町庁用バス使用条例の一部改正を、それぞれ規定するもので、4つの関係条例を一括して整理するための条例を制定するものでございます。

条例制定文もございますが、4つの条例の一部改正でございますので、新旧対照表で説明させていただきます。次の3ページの新旧対照表をご覧ください。

はじめに、奥多摩町議会政務活動費の交付に関する条例の新旧対照表でございます。下線の部分が改正となり、第1条関係、別記様式中、「代表者名 印」を「代表者」に改めるものでございます。

次に、下表をご覧ください。奥多摩町固定資産評価審査委員会条例新旧対照表でございます。下線の部分が改正となり、第2条関係、第4条第4項を削り、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第8条第5項中、「記載し提出者がこれに署名押印しなければならない。」を「記載しなければならない。」に改めるものでございます。

次に、4ページをご覧ください。奥多摩町立学校施設の開放に関する条例新旧対照表でございます。下線の部分が改正となり、第3条関係、別記様式中、「氏名 印」を「氏名」に改めるものでございます。

次に、下表をご覧ください。奥多摩町庁用バス使用条例新旧対照表でございます。下線の部分が改正となり、第4条関係、様式第1号、代表者の項中、「印」を削り、「課長印」を「課長」に改め、様式第2号中、「奥多摩町長 印」を「奥多摩町長」に改め、次の5ページをご覧ください。様式第3号、代表者名の項中、「印」を削り、「課長名印」を「課長」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第33号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第33号の質疑を行います。質疑はありますか。3番、相田恵美子議員。

○3番（相田恵美子君） 3番、相田です。

ちょっとお伺いしたいんですけども、今後、町の申請書類等も押印がなくなる方向に行

くんでしょうか。ちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（原島 幸次君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 3番、相田議員のご質問にお答えいたします。

町の申請書類等、規則、要綱等に記載されておりますけれども、申請書類につきまして  
も押印の見直しが行われまして、例えばですけれども、本人の実質証明、また、ゴム印ス  
タンプ、パソコンで記載された印刷等が可能になるということでございます。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第33号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第33号について討論を省略し、採決したいと思います  
が、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第9 議案第33号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第33号については、原案  
のとおり可決されました。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、日程第10 議案第34号 奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議  
題とします。

これより提案理由の説明を求めます。住民課長。

〔住民課長 加藤 芳幸君 登壇〕

○住民課長（加藤 芳幸君） それでは、議案第34号 奥多摩町町税賦課徴収条例の一  
部を改正する条例につきまして提案のご説明をいたします。

理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）の施行  
及び賦課徴収事務の見直しに伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

今回の改正につきましては、個人の町民税の非課税の範囲、寄附金税額控除、セルフメ  
ディケーション税制の延長及び賦課徴収事務の見直しにより、町税の減免申請期限、軽自  
動車税種別割の納期の特例につきまして規定の整備を行うものでございます。

条例改め文及び新旧対照表もございますが、お手元に配布させていただきました奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の改正概要によりましてご説明させていただきます。概要書をお願いします。

上段の部分につきましては、ただいまご説明いたしましたので、改正内容からご説明させていただきます。改正内容につきましては、条番号は前後してしまいますが、改正内容ごとにまとめてございますので、概要書の順で説明させていただきます。

最初に、町民税の均等割の非課税限度額における国外居住親族の取り扱いの見直しですが、個人の町民税の非課税の範囲、第 24 条個人の町民税に係る公的年金受給者の扶養親族申告書、第 35 条の 3 の 3 及び個人の町民税の所得割の非課税の範囲等、附則第 3 条の 3 につきまして、年齢 30 歳以上 69 歳以下の国外居住親族を非課税限度額の算定基準から除外するものです。

施行日は、令和 6 年 1 月 1 日となります。

次に、特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金の範囲の見直しですが、寄附金税額控除第 33 条の 7 につきましては、令和 3 年 4 月 1 日以降に支払われた公的公益増進法人等に対する寄附金のうち、出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金につきましては、その控除となる対象から除外するものです。

施行日は、令和 4 年 1 月 1 日となります。

次の町税の減免申請期限の延長につきましては、事務の見直しにより、減免申請期限を現在の納期限 7 日前から納期限までに改めるもので、町民税の減免、第 50 条以下記載の減免につきまして適用するものでございます。

施行日は、公布の日からとなります。

次の種別割の賦課期日及び納期、第 84 条につきましても、事務の見直しによりまして不測の事態に備え、軽自動車税種別割の納期について特別の事情がある場合は、別に納期を定められることを規定するものです。

施行日は、公布の日からとなります。

次の特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、附則第 4 条につきましては、法改正によりましてセルフメディケーション税制の延長をするもので、適用期限を 5 年間延長し、「令和 4 年度」までを「令和 9 年度」までに改めるものでございます。

施行日は、令和 4 年 1 月 1 日となります。

以上で、議案第 34 号 奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたしま

す。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 34 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 34 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 34 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 10 議案第 34 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第 34 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 11 議案第 35 号 奥多摩町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。住民課長。

〔住民課長 加藤 芳幸君 登壇〕

○住民課長（加藤 芳幸君） それでは、議案第 35 号 奥多摩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案のご説明をいたします。

理由でございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 5 号）の施行に伴い、規定を整備する必要があることから、議会の議決を求めるものでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。17 ページの新旧対照表をお願いいたします。

今回の改正内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の定義を改めるもので、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用元が削除されたことにより、新旧対照表の中段下線部分になりますが、附則第 6 項に規定されている新型インフルエンザ等対策特別措置法の文言を新型コロナウイルス感染症の定義を規定する文言へ改正するものです。従いまして、条例が規定する対象者等の変更はなく、引用元の関係法令の読み替えが目的の改正となります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第 35 号 奥多摩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 35 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 35 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 35 号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 11 議案第 35 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第 35 号については、原案のとおり可決されました。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、日程第 12 議案第 36 号 奥多摩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

〔福祉保健課長 菊池 良君 登壇〕

○福祉保健課長（菊池 良君） タブレット 18 ページをご覧ください。議案第 36 号 奥多摩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。20 ページの新旧対照表をご覧ください。

第 17 条第 1 項におきまして、下線の部分を「災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。」とし、第 2 項は、「災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間

経過後はその利率を延滞の場合を除き1パーセントとする。」とし、第3項の下線の部分を「第1項」と改めるものです。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

また、経過措置として、改正後の奥多摩町災害弔慰金の支給等に関する条例第17条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により、被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについては、なお従前の例によるものでございます。

なお、この条例につきましては、法律に基づき整備をしたものですが、資金貸し付けの部分につきましては、世帯主が負傷した場合等としており、貸し付け基準が厳しく、現在まで運用がございません。当町では、台風災害などの度に救難緊急措置条例を制定し、貸し付け事業を円滑に行っているのが現状でございます。

以上で、議案第36号 奥多摩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の説明を終了いたします。ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第36号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第36号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第36号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第12 議案第36号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第36号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13 議案第37号 奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

〔福祉保健課長 菊池 良君 登壇〕

○福祉保健課長（菊池 良君） 21 ページをご覧ください。議案第 37 号 奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したこと等による介護保険料の減免につきまして規定を整備する必要があるため、令和 3 年度におきましても令和 2 年度に引き続き減免を行うものでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。23 ページの新旧対照表をご覧ください。

第 13 条第 1 項第 6 号アにおきまして、下線の部分に「附則第 6 条第 1 項第 2 号イを除き、以下同じ。」と改めるもので、次に、附則第 6 条第 1 項の下線の部分を「令和 4 年 3 月 31 日」に改め、24 ページをご覧ください。同項第 1 号を「新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染者の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次号において同じ。）により、第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下、「主たる生計維持者」という。）が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。」と改めるもので、新型インフルエンザ等対策特別措置法を引用して新型コロナウイルス感染症の定義を行う改正でございます。

更に、同項第 2 号の下線の部分を「主たる生計維持者」と改め、同号アを「主たる生計維持者の事業収入等」とし、同号イを「主たる生計維持者の合計所得金額（令第 22 条の 2 第 1 項に規定する合計所得金額をいう。）のうち、減少する」と改めるもので、税制改正に伴う所得指標の見直しを反映させた後の合計所得金額としているものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 6 条第 1 項及び次項の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

また、経過措置といたしまして、令和 2 年度以前の年度分の保険料に対する減免に係る改正後の附則第 6 条第 1 項の規定の適用につきましては、同項第 2 号イ中「令第 22 条の 2 第 1 項」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 381 号）第 7 条の規定による改正前の令第 22 条の 2 第 1 項」とするものでございます。

以上で、議案第 37 号 奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例の説明を終了いたします。ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 37 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 37 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 37 号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 13 議案第 37 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第 37 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 14 議案第 38 号 奥多摩町介護保険指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、日程第 15 議案第 39 号 奥多摩町介護保険指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、日程第 16 議案第 40 号 奥多摩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、日程第 17 議案第 41 号 奥多摩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、以上 4 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

〔福祉保健課長 菊池 良君 登壇〕

○福祉保健課長（菊池 良君） 25 ページをご覧ください。議案第 38 号 奥多摩町介護保険指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第 39 号 奥多摩町介護保険指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第 40 号 奥多摩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第 41 号 奥多摩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、以上につきましては、提案理由が同一でございますので、一括してご説明申し上げます。

提案理由でございますが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるため、3月町議会定例会でご決定いただきました条例で、利用者の人権擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備、研修を実施する等の措置を講じるなどにそれぞれ猶予期間、努力義務が設けられたため、その部分を追加するものでございます。

また、附則といたしましても同一で、この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものでございます。

はじめに、議案第38号 奥多摩町介護保険指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

地域密着型サービスとは、町内では認知症グループホームとデイサービスとなります。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。27 ページをご覧ください。

附則におきまして、第2項として「令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第3条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。」と追加するものです。

以上で、議案第38号の説明を終了いたします。

28 ページをご覧ください。次に、議案第39号 奥多摩町介護保険指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

地域密着型介護予防サービスとは、町内では高齢者在宅サービスセンターでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。30 ページをご覧ください。

附則におきまして、議案第38号と同様の条文、第2項を追加するものでございます。

以上で、議案第39号の説明を終了いたします。

31 ページをご覧ください。次に、議案第40号 奥多摩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

指定介護予防支援等の事業とは、要支援1、または要支援2の認定者の介護予防ケアマネジメント、ケアプラン作成などを行う事業でございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。33 ページをご覧ください。

附則におきまして、第2項として「令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第4条第5項及び第14条の2（第17条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。」と追加するものでございます。

以上で、議案第40号の説明を終了いたします。

34 ページをご覧ください。最後に、議案第41号 奥多摩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

居宅介護支援等の事業とは、要介護1から5の認定を受けている人の介護ケアマネジメント、ケアプラン作成などを行う事業でございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。36 ページをご覧ください。

附則におきまして、第2項として「令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第2条第5項及び第29条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、第20条の規定の適用については、これらの規定中、「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは、「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。」と追加するもので、第3項として「令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第21条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」と追加し、第4項として「令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第23条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。」と追加するものでございます。

以上で、議案第38号から議案第41号までの説明を終了いたします。ご審議をいただき、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第38号の質疑を行います。質疑はありますか。9番、

石田芳英議員。

○9番（石田 芳英君） 9番、石田でございます。

ちょっと確認の質問なんですけれども、今回努力規定が加えられたということで、緩和というようなイメージもあるんですけども、特に現場での何か業務が変わるとか、そういうのがあるのかどうか、教えていただければと思います。

○議長（原島 幸次君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 9番、石田芳英議員の質問にお答えさせていただきます。

加わることについて現場での何か加わる可能性があるのかというご質問でよろしいでしょうか。

変更は特にございません。こちらにつきましては、説明の中でございましたが、猶予期間とあと努力義務ということで、こちらのほうを追加したということで、現場のほうでは特に新しく加わったということはありません。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第38号の質疑を終結します。

次に、議案第39号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第39号の質疑を終結します。

次に、議案第40号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第40号の質疑を終結します。

次に、議案第41号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第41号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第38号から議案第41号までについて討論を省略し、採決し

たいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第14 議案第38号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、議案第38号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15 議案第39号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、議案第39号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第16 議案第40号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、議案第40号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第17 議案第41号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、議案第41号については、原案のとおり可決されました。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、日程第18 議案第42号 氷川溪谷遊歩道災害復旧工事請負契約についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

[企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇]

○企画財政課長(山宮 忠仁君) それでは、議案第42号 氷川溪谷遊歩道災害復旧工事請負契約についてご説明させていただきます。

提案の理由でございますが、予定価格が5,000万円以上となる契約であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第16号)第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

- 1、契約の目的は、氷川溪谷遊歩道災害復旧工事でございます。
- 2、契約の方法は、指名競争入札により、3回の入札を行いましたが、予定価格に達し

なかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最低入札業者と協議を行い、随意契約といたしました。

3、契約の金額は、1億5,416万6,100円でございます。

4、契約の相手方は、東京都西多摩郡奥多摩町氷川1,432番地の1、有限会社井上土建、代表取締役、井上利則氏でございます。

入札調書につきましては、議案書の次に添付してございますので、ご参照をいただきたいと存じます。

なお、本契約につきましては、去る5月24日に入札を執行いたしまして現在仮契約を結んでおります。本日議決をいただきますと、6月11日が本契約となります。

工事概要につきましては担当課長よりご説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） それでは、議案第42号の工事概要につきましてご説明をさせていただきます。タブレットの3ページをお開きください。工事概要でございます。

工事件名は、氷川溪谷遊歩道災害復旧工事でございます。

工事場所は、奥多摩町氷川1,765番イ先でございます。

工期につきましては、令和5年2月28日まででございます。

工事概要でございますが、令和3年度、令和4年度の継続事業として実施するもので、令和3年度につきましては、法面对策で、地山補強土工を行うもので、下流側、観光荘下部では、鉄筋挿入工106本、地山補強土工240㎡を、上流側、崩落箇所では、鉄筋挿入工197本、地山補強土工440㎡を実施するとともに、既存スラブの撤去工を実施するものがございます。

次に、令和4年度につきましては、遊歩道の復旧として、橋梁式階段工で、遊歩道の延長が38.6m、安全施設として撤去したスラブ跡地へ転落防止柵を設置するものがございます。

次のページをお願いいたします。案内図、施工箇所図でございます。場所は、令和元年台風第19号により被災いたしました役場駐車場対岸の日原川上流斜面となります。

次のページをお願いいたします。平面図でございます。左の濃い斜線で囲っている箇所が下流側、観光荘下部の地山補強土工を施工する箇所となります。その右側の薄い斜線で囲っている箇所が上流側、崩落箇所の地山補強土工を施工する箇所となり、その上部に撤

去する既存のスラブと撤去後に転落防止柵を設置する箇所となります。上流側斜面に掛かるように記載しておりますのは、橋梁式階段工により施工いたします遊歩道となります。

次のページをお願いいたします。法面对策を行う下流側の標準断面図でございます。その次のページでございます。こちらが上流側の標準断面図となります。ともに鉄筋挿入工として長さ 3 m50 c m、直径 19mmのアンカーボルトを打ち込むことを表したものでございます。

次のページ、8 ページをお願いいたします。階段デッキ構造図で、図面上部が平面図、図面下部が桁伏図となります。床材は、滑り止め加工を施した合成木材を使用し、手すりの支柱と格子パネルは、プラスチック製擬木を使用いたします。

次のページをお願いいたします。階段デッキ構造図の側面図となります。遊歩道の延長は 38m60 c m、幅員が 1 m50 c mとなります。高低差が 7 m35 c mありますので、安全対策として階段デッキ構造による橋梁式の遊歩道の設置を行うものでございます。

以上で、議案第 42 号の説明を終わります。被災した法面及び下流に繋がる遊歩道への安全対策としても重要な工事でございますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 42 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 42 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 42 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 18 議案第 42 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第 42 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 19 陳情の受付についてを議題とします。

陳情文書表を事務局長に朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（原島 滋隆君） それでは、朗読をさせていただきます。

議請願第2号 令和3年6月10日、奥多摩町議会議員殿。奥多摩町議会議長原島幸次。  
請願書・陳情書の受付について。

議会に提出された陳情1件について、下記のとおり受け付けたので報告する。

奥多摩町議会第2回定例会。

請願・陳情文書表。

番号、陳情第2号、受付年月日、令和3年5月25日、件名、「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書」。

陳情人の氏名、東京都台東区入谷1丁目9番地5号、日本医療労働会館6階、東京地方医療労働組合連合会、代表、嘉瀬秀治。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、朗読は終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第2号については、会議規則第37条の規定により、所管の常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第2号については、所管の経済厚生常任委員会に審査を付託することに決定しました。今会期中に審査を終了するよう、お願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次の本会議の予定は、6月14日となっておりますので、明日6月11日から13日までの3日間は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、明日6月11日から13日までの3日間は休会とすることに決定しました。

なお、本会議2日目は、6月14日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後0時09分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員